

## イソピラザム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	0.2	0.2
大麦	0.6	0.6
ライ麦	0.2	0.2
その他の穀類 <sup>1</sup>	○ 0.6	0.2
らっかせい	0.01	
はくさい	5	5
キャベツ	3	3
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10	10
にんじん	○ 0.2	
トマト	3	3
ピーマン	○ 0.09	
なす	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
りんご	5	5
日本なし	3	3
西洋なし	3	3
マルメロ	○ 0.4	
もも	0.2	0.2
あんず（アプリコットを含む。）	5	5
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	○ 5	
いちご	5	5
ぶどう	10	10
かき	2	2
バナナ	0.06	0.06
その他の果実 <sup>2</sup>	○ 0.4	
なたね	○ 0.2	
牛の筋肉	○ 0.03	0.01
豚の筋肉	○ 0.03	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>3</sup> の筋肉	○ 0.03	0.01
牛の脂肪	○ 0.03	0.01
豚の脂肪	○ 0.03	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.03	0.01
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分 <sup>4</sup>	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きん <sup>5</sup> の筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

○：規制緩和品目

\* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
4. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
5. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

エトフェンプロックス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.5	0.5
小麦	0.5	0.5
大麦	0.5	0.5
ライ麦	0.5	0.5
とうもろこし	0.3	0.3
その他の穀類 <sup>1</sup>	5	5
大豆	0.2	0.2
小豆類 <sup>2</sup>	0.05	0.05
えんどう	0.05	0.05
そら豆	0.05	0.05
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類 <sup>3</sup>	0.05	0.05
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.03	0.03
かんしょ	0.03	0.03
やまいも（長いもをいう。）	0.02	0.02
てんさい	0.3	0.3
さとうきび	0.03	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5	5
はくさい	5	5
キャベツ	1	1
芽キャベツ	2	2
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜 <sup>4</sup>	1	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2	2
その他のきく科野菜 <sup>5</sup>	○ 10	2
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
みつば	5	5
その他のせり科野菜 <sup>6</sup>	2	2
トマト	2	2
ピーマン	5	5
なす	2	2
その他のなす科野菜 <sup>7</sup>	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1	1
すいか	0.03	0.03
メロン類果実	0.2	0.2
その他のうり科野菜 <sup>8</sup>	1	1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
オクラ	3	3
しょうが	3	3
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	3	3
その他の野菜 <sup>9</sup>	10	10
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実 <sup>10</sup>	5	5
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも	0.1	0.1
ネクタリン	0.6	0.6
ぶどう	4	4
かき	2	2
マンゴー	5	5
なたね	0.01	0.01
くり	0.05	0.05
茶	10	10
その他のスパイス <sup>11</sup>	20	20
その他のハーブ <sup>12</sup>	0.7	0.7
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>13</sup> の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	6	6
豚の脂肪	6	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	6	6
牛の肝臓	0.3	0.3
豚の肝臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3
牛の腎臓	0.4	0.4
豚の腎臓	0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4	0.4
牛の食用部分 <sup>14</sup>	0.4	0.4
豚の食用部分	0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.4

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
乳	0.4	0.4
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きん <sup>15</sup> の筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	1	1
その他の家きんの脂肪	1	1
鶏の肝臓	0.07	0.07
その他の家きんの肝臓	0.07	0.07
鶏の腎臓	0.07	0.07
その他の家きんの腎臓	0.07	0.07
鶏の食用部分	0.07	0.07
その他の家きんの食用部分	0.07	0.07
鶏の卵	0.4	0.4
その他の家きんの卵	0.4	0.4
魚介類	0.8	0.8

○：規制緩和品目

\* 表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
8. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
9. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
11. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

12. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
13. 「その他の<sup>せい</sup>陸棲哺乳類に属する動物」とは、<sup>せい</sup>陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
14. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
15. 「その他の家さん」とは、家さんのうち、鶏以外のものをいう。

フェンピロキシメート

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
とうもろこし	0.01	
大豆	0.05	0.05
小豆類 <sup>1</sup>	0.05	0.05
えんどう	0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.05	
てんさい	0.02	0.02
その他のきく科野菜 <sup>2</sup>	●	0.5
パセリ	●	0.5
みつば	●	2
その他のせり科野菜 <sup>3</sup>	●	0.5
トマト	● 0.5	0.7
ピーマン	1	1
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜 <sup>4</sup>	2	2
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.06	0.05
すいか	● 0.02	1
メロン類果実	● 0.02	1
その他のうり科野菜 <sup>5</sup>	0.5	0.5
ほうれんそう	0.5	0.5
たけのこ	●	5
オクラ	●	0.2
未成熟えんどう	● 0.5	2
未成熟いんげん	● 0.7	2
えだまめ	2	2
しいたけ	●	0.2
その他のきのこ類 <sup>6</sup>	●	0.2
その他の野菜 <sup>7</sup>	5	5
みかん	● 0.1	0.5
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実 <sup>8</sup>	1	1
りんご	● 0.3	0.5
日本なし	● 0.5	1
西洋なし	● 0.5	1
マルメロ	●	0.3
びわ	0.1	0.1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
もも	● 0.03	0.1
ネクタリン	1	1
すもも（プルーンを含む。）	○ 1	
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	○ 2	0.7
いちご	0.5	0.5
ラズベリー	○ 0.2	
その他のベリー類果実 <sup>9</sup>	● 0.5	1
ぶどう	● 1	2
かき	0.5	0.5
キウイ	0.05	0.05
アボカド	○ 0.2	
マンゴー	1	1
その他の果実 <sup>10</sup>	0.5	0.5
綿実	0.1	0.1
ぎんなん	0.05	0.05
くり	0.05	0.05
ペカン	0.05	0.05
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.05	0.05
その他のナッツ類 <sup>11</sup>	0.05	0.05
茶	40	40
コーヒー豆	○ 0.07	
ホップ	15	15
その他のスパイス <sup>12</sup>	5	5
その他のハーブ <sup>13</sup>	2	2
牛の筋肉	○ 0.1	0.01
豚の筋肉	○ 0.1	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>14</sup> の筋肉	○ 0.1	0.01
牛の脂肪	○ 0.1	0.02
豚の脂肪	○ 0.1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.02
牛の肝臓	○ 0.5	0.01
豚の肝臓	○ 0.5	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.01
牛の腎臓	○ 0.5	0.01
豚の腎臓	○ 0.5	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.5	0.01
牛の食用部分 <sup>15</sup>	○ 0.5	0.01
豚の食用部分	○ 0.5	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.5	0.01
乳	○ 0.01	0.005
とうがらし（乾燥させたもの）		5
干しぶどう		5



●：規制強化品目

○：規制緩和品目

- \* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。
  - \* 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているフェンピロキシメートの残留基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
  - \* 「干しぶどう」に設定されているフェンピロキシメートの残留基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
  2. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
  3. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
  4. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
  5. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
  6. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
  7. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
  8. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
  9. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
  10. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
  11. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
  12. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
  13. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
  14. 「その他の<sup>せい</sup>陸棲哺乳類に属する動物」とは、<sup>せい</sup>陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
  15. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ブチルヒドロキシアニソール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
豚の筋肉	0.03	0.03
豚の脂肪	○ 0.1	0.04
豚の肝臓	○ 0.04	0.03
豚の腎臓	○ 0.05	0.02
豚の食用部分 <sup>1</sup>	○ 0.1	0.02
鶏の筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.05	0.02
鶏の肝臓	0.02	0.02
鶏の腎臓	0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.05	0.02
鶏の卵（卵白中）		0.02
鶏の卵	0.06	
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.5	0.5
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.5	0.5
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.5	0.5
魚介類（その他の魚類 <sup>2</sup> に限る。）	0.5	0.5

○：規制緩和品目

\* 表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

\* 「鶏の卵（卵白中）」に設定されているブチルヒドロキシアニソールの残留基準値については、これを削除し、「鶏の卵」として残留基準値を設定する。

1. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
2. 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

フルメキン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
牛の筋肉	0.5	0.5
豚の筋肉	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>1</sup> の筋肉	0.5	0.5
牛の脂肪	1	1
豚の脂肪	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1	1
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	3	3
豚の腎臓	3	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3	3
牛の食用部分 <sup>2</sup>	○ 3	0.2
豚の食用部分	○ 3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 3	0.2
乳	● 0.05	0.1
鶏の筋肉	0.5	0.5
鶏の脂肪	1	1
鶏の肝臓	0.5	0.5
鶏の腎臓	3	3
鶏の食用部分	○ 3	0.5
魚介類（さけ目魚類に限る。）	○ 0.6	0.5
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.6	0.6
魚介類（すずき目魚類に限る。）	○ 0.6	0.04
魚介類（その他の魚類 <sup>3</sup> に限る。）	0.6	0.6

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

\* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
2. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
3. 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

マンデストロビン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
大豆	0.3	0.3
小豆類 <sup>1</sup>	0.2	0.2
えんどう	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
その他の豆類 <sup>2</sup>	0.3	0.3
はくさい	○ 5	
キャベツ	5	5
ケール	40	40
こまつな	40	40
きょうな	25	25
チンゲンサイ	40	40
その他のあぶらな科野菜 <sup>3</sup>	40	40
しゅんぎく	○ 50	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	40	40
トマト	10	10
なす	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	2	2
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.05	0.05
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	10	10
えだまめ	10	10
その他の野菜 <sup>4</sup>	10	10
りんご	5	5
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも	0.2	0.2
ネクタリン	5	5
あんず（アプリコットを含む。）	5	5
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
いちご	3	3
ぶどう	10	10
かき	3	3
なたね	○ 0.5	
茶	40	40
その他のハーブ <sup>5</sup>	40	40

○：規制緩和品目

\* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

[モノ、ビス（塩化トリメチルアンモニウムメチレン）]－アルキルト  
ルエン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
牛の筋肉	1	1
豚の筋肉	1	1
牛の脂肪	1	1
豚の脂肪	1	1
牛の肝臓	2	2
豚の肝臓	2	2
牛の腎臓	1	1
豚の腎臓	1	1
牛の食用部分 <sup>1</sup>	2	2
豚の食用部分	2	2
乳	● 0.1	1
鶏の筋肉	1	1
鶏の脂肪	1	1
鶏の肝臓	2	2
鶏の腎臓	1	1
鶏の食用部分	2	2
鶏の卵	1	1

●：規制強化品目

\* 表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

1. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。